

平成30年第5回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

平成30年5月15日 開会

平成30年5月15日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

平成30年第5回教育委員会定例会

平成30年5月15日（火）

午前9時00分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項
 - 報告第18号 平成30年度町内小中学校在籍児童生徒数（平成30年5月分）について
 - 報告第19号 小中学校児童生徒の不登校の状況について
 - 報告第20号 平成29年度滝川市適応指導教室利用状況（後期分）について
 - 報告第21号 平成29年度高等学校等遠距離通学費助成金の申請及び助成状況について
 - 報告第22号 平成29年度中学校英語検定助成等について
 - 報告第23号 放課後学習の状況について
 - 報告第24号 奨学金の収納状況について
 - 報告第25号 平成30年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について
 - 報告第26号 平成29年度新十津川町社会教育関係施設利用状況について
- 5 その他
- 6 閉会

○ 出席者（5名）

久保田 純 史
新 田 右 子
荒 山 直 人
近 藤 陽 介
松 倉 寿 人

○ 欠席者（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	中 畑	晃
主幹	富 田	豊
学校教育グループ長	西 村	幸 真

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

ただいまより、平成30年第5回教育委員会定例会を開会いたします。本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名につきましては、新田、荒山両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告を願います。

◎中畑事務局長

それでは、行事報告につきましては、お手元の資料に記載のとおりでございますが、いくつかかいつまんでご説明をいたします。4月23日、ふるさと公園開き及びピンネシリ山開き安全祈願祭ということで、今年はサライで行っております。教育長、富田主幹、そして私が出席をしております。4月29日にはふるさと公園体育施設オープンということで、そのあと5月1日にはかぜのびが、5月2日には開拓記念館がオープンしております。また、5月1日には教育振興に寄附されました谷口次雄氏に対しまして役場において熊田町長から感謝状を贈呈しております。久保田教育長が出席をしております。谷口様から新十津川中学校の吹奏楽部の楽器に充ててほしいということで1,000,000円を贈呈いただいております。5月11日には第1回社会教育委員の会ということで行われております。本年度、委員の改選期ということでございましたので、新たに委員長には中川和枝さん、副委員長に齋藤信也さんが選任されております。それから、ここにはございませんけれども、先日、5月13日に子ども1日図書館員体験ということで、図書館で1日図書館員体験が行われまして5年生7人が参加したと報告を受けております。行事報告については以上でございます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第18号平成30年度町内小中学校在籍児童生徒数(平成30年5月分)について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案の3ページをお開き願います。表をご覧ください。小学校では第2学年に異動がありまして、男子1名が転入をしております。よって2年生男子は24人となりまして、第2学年の男女合わせた在籍数は56人となりました。したがって、小学校全体では1名増となり312人となっております。中学校におきましては、各学年とも増減なく先月と同数の165人でございます。よって、小中合わせた総数は477人になってございます。なお、小学校で特別支援の児童が1名増となりましたので、小学校では特別支援学級の児童が10人となっております。以上、報告第18号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第18号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第18号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第18号平成30年度町内小中学校在籍児童生徒数(平成30年5月分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第19号小中学校児童生徒の不登校の状況について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書の5ページをお開き願います。表を4つほど設けてございます。表の説明に入る前に、どのような状態が不登校に該当するかということを説明させていただきます。文部科学省では、不登校とは、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景によりまして、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状態にあるものと定義をしております。これを基に学校では不登校であるか否かを判断しております。なお、適応指導教室などに通学した場合にはそれをもって出席扱いとなりますので、欠席日数にはカウントしておりません。ということをお踏まえて表をご覧くださいと存じます。1番目の表につきましては、平成29年度における不登校の状況を月別に人数で表したものです。本町の学校における月ごとに不登校の比率がどうであるかということで、表の下に※で平成28年度の北海道の不登校の比率を示しておりますので、単純比較にはなりません。小学校では北海道の平均が0.42パーセントとなっております。これは238人に1人の割合ということになります。また中学校では北海道の平均が3.03パーセントとで、これは33人に1人の割合で不登校の生徒がいることとなります。これらと新十津川の不登校の状態がどうであるかということがおおよそご理解いただけるかなと思います。次に2番目の表でございますけれども、これについては3番目の表と合わせて、交えて説明をさせていただきますが、2番目の表では小学校、中学校に分けて個別に各月

の欠席日数を示しております。小学校ではAで表示している児童、3年生でございますが、延べ23日休んでいますが、3番目の表で3年、4月に入ってから4年生になっているわけですが、引き続き不登校の状態が続いているということでご理解いただければと思います。また、Bで表示している6年生、2番目の表ですが、66日欠席した、小学校では66日欠席しておりましたが、この子についても4月に中学生になっておりますので3番目の表の1年生のところで引き続き不登校が続いているという状況でございます。それから、2番目の表、中学校の部分ですけれども、AからCまでの2年生についても3番目の表にあるようにですね、3年生になってからも引き続き不登校の状態が続いていると。それから、DからGについては3月に卒業しておりますので、3番目以降の表には影響がございません。まあ以上が平成29年度から本年度にかけての不登校児童生徒の状況でございます。次に最後の表につきましては、1番下の表につきましては、平成30年度の欠席日数を児童生徒別に示したものでございまして、4月における欠席日数を表示させていただいております。学校の報告からによりますと、小学生、今1名いるわけですが、この児童については家庭環境に問題がある状況でございますけれども、福祉サイドの支援も今、受けることとなっておりまして、今後の改善を期待しているところでございます。また、中学生においてはいずれも前年度からの継続ということで、なかなか改善が見い出せない状況になっておりますけれども、まあ担任による家庭訪問、電話連絡などによりまして改善に努めているほか、スクールカウンセラーとの面談を促すなど行っている状況でございます。以上をもって報告第19号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第19号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎新田委員

1日、2日来たときは、どういうふうにご経過したんですか。

◎中畑事務局長

教室にいたというのが、確か3年生のAのお子さんだったと思います。それ以外については別室で、給食のときだけ入ると聞いております。

◎久保田教育長

ほかにございませんか。

◎近藤委員

何かスクールカウンセラーの人が訪問してとかそういうわけでもないのですか。

◎中畑事務局長

スクールカウンセラーについては、学校でカウンセリングを行うということで、なかなか家庭に訪問するという制度にはなっていない。

◎近藤委員

登校してこないとなんか面談は出来ないような感じですね。

◎中畑事務局長

カウンセラーだけのために来てもらうという形になってしまうけれども、家庭に行ってというのはなかなか難しいところです。

◎近藤委員

こういう問題というのは、コミュニティ・スクールとかそういうところでも何か話が出るようなことなのでしょいかね。

◎中畑事務局長

コミュニティ・スクールについては、学校側から地域住民に支援をお願いしたいことということで、その児童生徒の環境によって支援が必要かどうかというのは分かれるところだと思います。それと、そういった個人情報的な部分もありますので、あくまでも保護者側の意見を聞きながら、地域の方に送り迎えをしてほしいとかそういうことになれば学校の協議会等を通じてそういう人探しをするということは可能性としてあるかなと思っております。

◎近藤委員

解決してあげたいけれど、何か難しい問題ですね。

◎荒山委員

こういう子どもをもっている家庭から、親が学校に相談に来るとか何かしたいとかいう、そういう相談っていうのはあるものですかね。

◎中畑事務局長

今4年生の児童の家庭につきましては、親御さんにも少し問題を抱えているというようなことで、精神的な部分もありまして、なかなか保護者がうまく教育に携わることができないというような部分がございます。それから、中学生においても同様に、親の対応に難しいところがあるのかなというところで、親と学校がタッグを組んでうまく登校に促していくというのがなかなかうまく進めることができないという部分がございます。

◎荒山委員

分かりました。

◎久保田教育長

ほかにございませんか。

◎新田委員

29年度中学3年生だった不登校だった子たちは、おそらく進学されていると思うんですけど、その後学校には通っているとか、そういう情報はあります。

◎中畑事務局長

進学した子がほとんどだったと思いますけれども、その後の高校での状況については把握はできておりません。

◎新田委員

ちょっと状況が変わったらまたっていう場合もあるのかなと思ひまして、どうなのかなとちょっと気になりました。

◎近藤委員

でも進学するっていうことは、行きたいという気持ちはあるということですよ。

◎久保田教育長

その辺については今月高校に確認しておきます。ほかにございせんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第19号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第19号小中学校児童生徒の不登校の状況については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第20号平成29年度滝川市適応指導教室利用状況(後期分)について事務局より説明願ひます。

◎中畑事務局長

それでは、議案書の7ページをお開き願ひます。新十津川町の児童生徒が滝川市学校適応指導教室、通称ふれあいルームと言ひますがけれども、その後期においての利用状況ですけれども、小学生、中学生ともに利用がございせんでした。ふれあいルームを利用するには登録が必要なわけですけれども、平成29年度の登録者数は4人となっております。そのうち1人につきましては、前期、下段参考で前期つけていますけれども、その1人については9月から学校復帰することができましたので抹消してあります。また、2人につきましては3月に卒業をしてありますので、現在の登録者数は1人、30年度に入ってから1人という状況でございせん。不登校で未登録の児童生徒につきましては、学校から保護者に登録を促して、まあ先ほどの報告にも関連しますが、こういった教室の利用も促しているわけですけれどもなかなか理解が得られず登録に至っていないという状況でございせん。以上、報告第20号平成29年度滝川市適応指導教室利用状況についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第20号の説明が終わりました。質疑はございせんか。

◎松倉委員

中学生1人が9月から学校復帰したということで、結構このふれあいルームに通った日数も多いみたいなんですけれども、このふれあいルームが効果を發揮して学校に復帰したというふうな捉え方でよろしいでしょうか。

◎中畑事務局長

この通園といいますか、教室への通っている状況、委員もご指摘のとおりですね、本当に教室によく馴染んで行かれていたということで、そういったところからこの前向きな気持ちになったのかなというふうに考えております。教室を通して指導の先生、マンツーマン的に関わっていただけるような内容ですので、その先生がそろそろ学校に行けるんじゃないかということで生徒を励ましたのかなというふうに考えております。

◎松倉委員

分かりました。

◎久保田教育長

よろしいですか。

◎松倉委員

はい。

◎近藤委員

ふれあいルームに通って復帰されることができるというのであれば、先ほどの不登校の子たちの、親にそういうふれあいルームはどういうものだっていうのも説明をちゃんとして、たぶん親も悩んでいるはずなので、そこでこういうことで解決する方法もあるということで、もっと周知してほしいなと思います。

◎中畑事務局長

引き続き、まずは登録が必要ですので、そういったところで親の理解を求めていきたいというふうに思っております。

◎久保田教育長

ほかにございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第20号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第20号平成29年度滝川市適応指導教室利用状況(後期分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第21号平成29年度高等学校等遠距離通学費助成金の申請及び助成状況について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書の9ページをお開き願います。表をご覧ください。遠距離通学者の通学費助成金について、平成29年度の内容となっております。助成の対象は、自宅から学校までの通学において公共交通機関を利用し、月額10,000円以上負担している場合にその2分の1以内、上限は20,000円として助成をしているものでございます。助成状況について学校の所在地別で申し上げますと、札幌が1件、江別が2件、旭川が2件、深川が1件、岩見沢が2件、芦別1件、そして平成29年度から助成対象範囲を拡大したことによりまして、砂川1件と滝川5件が加わりまして合計15件となっております。これによりまして、学費、通学費の合計金額は2,736,292円でございますけれども、助成額は合計で1,350,300円となりました。通学費全体に対する助成率は49.3パーセントとなっております。以上申し上げますと報告第21号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第21号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第21号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第21号平成29年度高等学校等遠距離通学費助成金の申請及び助成状況については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第22号平成29年度中学校英語検定助成等について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書の11ページをお開き願います。平成29年度から新たに取り組みました実用英語技能検定、通称英検の受験状況と助成金の結果についてご報告申し上げます。始めに1の表ですが、合格者の状況についてご説明申し上げます。英検は年3回実施されておりまして、適宜学校で受験を奨励した結果、1年生が25人、2年生が30人、そして3年生が21人、合計で延べ76人が受験を申し込んでおります。合格者数で見ますと、1年生は5級以上の合格者が23人、2年生は25人が合格していますけれども、基準となる4級以上の合格者は15人、2年生レベルの基準という意味でございます。それから、3年生は16人が合格しておりますけれども、3年生レベルの基準となる3級以上の合格者は12人となっております。3年生の生徒数は63人でしたので、卒業段階での3級以上の取得者割合は19パーセントという結果になってございます。この中で詳しく記載はしておりませんが、国の目標では中学校卒業段階で3級以上を取得している生徒、又は取得していないけれども3級以上の英語力を有すると思われる生徒の合計数を50パーセント以上としております。残念ながらその水準にはほど遠いわけですが、29年度の調査においては全国が40.7パーセント、北海道は32.8パーセント、そして空知管内では12.9パーセントとなっております。本町は19パーセントという実績で残しておりますので、空知管内の平均は上回っている状況となっております。今後については、北海道平

均32.8パーセントが当面の目標になろうかなというふうに考えているところでございます。次に2の平成29年度英検助成状況でございますが、助成対象となった人数と助成額については表のとおりでございます。なお、助成対象者72人と受験者数の76人との4人の差がありますけれども、助成は1人1回限りとしていることから、複数回受けた生徒がいるということでご理解いただけたと思います。以上申し上げまして報告第22号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第22号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎新田委員

この助成制度は今中学生だけですよね、対象。

◎中畑事務局長

お見込みのとおりです。

◎新田委員

これから小学校のほうにも英語の授業始まるわけで、小学生にも対象を広げるという予定はありませんか。

◎中畑事務局長

小学生については楽しく英語に親しむというところに力点をおいた授業が行われるというところがございますので、英語検定について助成というところまでは思いは至っておりませんが、子どもたちの様子を見ながら早く取得できるお子さんについてはそのことも推奨することはいいことかなと思いますので検討してみたいと思います。

◎新田委員

はい、お願いします。

◎久保田教育長

ほかにございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第22号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第22号平成29年度中学校英語検定助成等については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第23号放課後学習の状況について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

議案書の13ページをお開き願います。表をご覧くださいと思います。放課後学習につきましては、平成29年度から導入いたしまして、毎週月曜日を部活動休養日と位置付けましてその時間帯を利用して学習機会を設けております。これによりまして、学習の習慣付けにつなげていこうというねらいでございます。生徒の取組み状況でございますけれども、表に示したとおりでございますが、1番下段、延べ27回の実施に対しまして1回当たり1年生が9.5人、2年生が14.3人、3年生が3.7人で合わせまして1回当たり27.6人の生徒が参加したという結果でございます。この取組みの結果について、結果と課題について学校から報告を受けたところによりまして、3点ほどございます。1つ目として、スクールバスの下校便での対応ということで、実施当初につきましては、学習サポート参加生徒は16時45分の便を利用して帰宅をしていたわけでございますけれども、年度途中から部活便を復帰させるような形で対応することで生徒の学習時間の幅が広がったということでございます。2点目といたしまして、対応する講師でございますが、この放課後学習につきましては、町費の学力向上推進講師と教育充実指導講師の2人に担当していただいたということでございます。月曜日のその部活休んだ部分にどうしても会議や研修をはめ込む都合もございまして、町費の講師に対応してもらったというところでございますが、将来的にその継続して講師の方が町として任用可能なのかどうかというところの不安を学校は抱えているということと、それから、どうしてもその講師の方に会議に参加していただけないという、参加することができないということもありますので、将来的には地域の方にこの放課後学習のサポートを担っていただくことが望ましいという考えを、期待をしているところでございます。こういった点については、コミュニティ・スクール、学校運営協議会のほうの、またいろいろと相談をしてみたいなというふうに考えております。それから、3点目としてはやはり参加生徒数についてでございますけれども、後半になるにつれて参加者数が減少しているという状況ですが、3年生につきましては塾へ通う生徒が夏休み以降増えたということが1つ要因となっているということでございます。1、2年生につきましては、理由等については検証していないということでございますけれども、家庭学習の時間について年4回調査をしているわけですが、その調査においては後半に向けて伸びが見られたということでございますので、この放課後学習に頼らず家に帰って自主的に学習についたということは伺えるのかなということで報告を受けております。30年度においても29年度と同様に開催いたしまして、年26回の予定で今進めているところでございます。以上申し上げまして報告第23号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第23号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎久保田教育長

どうでしょうか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第23号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第23号放課後学習の状況については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第24号奨学金の収納状況について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

議案書の15ページをお開き願います。表をご覧ください。この表は、奨学金の収納状況について償還の開始年度別に過去5年間分を掲載したものでございます。平成28年度まではいずれの年度においても未納額は生じてございませんでした。平成29年度分について11件中1件に納付の遅れが生じたので、この際にご報告させていただくものでございます。この方に対する貸付期間は24年度から27年度までの4年間でございます。貸付額は1,160,000円となっております。償還開始は平成29年度からの7年間で本年度の償還額は170,000円、月約14,000円の償還となっておりますが、月々の遅れが生じている状況となっております。納付催促を行っているものの、5月1日現在で126,900円の納付賃が生じているという状況でございます。今後の返済につきましては、早期に解消するよう、納付遅れが解消するよう債務者と納付交渉を行っておりまして、新たな納付計画による早期回収に努めているというところを申し上げまして現状の報告とさせていただきます。以上申し上げまして報告第24号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第24号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎近藤委員

この今のお話ではこの未納者とは連絡が取れていて、今後の返済計画もお話できるというような状況だということですよ。

◎中畑事務局長

地元で親御さんがいる関係から連絡はすぐ取れる状況になっております。年内、30年中にはこの未納額も追いつけるようにということで今、納付計画を話し合いで立てているという状況でございます。

◎近藤委員

はい、分かりました。

◎久保田教育長

ほかにございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第24号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第24号奨学金の収納状況については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第25号平成30年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

議案書の17ページをお開き願います。1 申請世帯数及び児童生徒数、(1) 生活保護受給世帯、2 世帯3人、(2) その他世帯、65世帯100人となっております。2 認定状況につきましては、別紙のとおりといたしまして別冊でご用意させていただいておりますのでご参照いただきたいと思います。(1) 認定世帯数及び児童生徒数ですが、ア要保護世帯は2世帯2人、小学生1人、中学生1人で、1の(1)の生活保護受給世帯が認定となっておりますが、うち中学生1人については対象外というところでございます。イ準要保護世帯は46世帯で74人、小学生45人、中学生29人となっております。ウ特別支援学級は5世帯7人、小学生2人、中学生5人でございます。認定の基準につきましては、新十津川町児童生徒就学援助条例施行規則第3条の規程によりまして、一定基準の所得額での算定ということになっております。生活保護基準の受給額に対する所得の割合を1.3倍に満たない場合には認める、1.3倍以上の場合は不認定という基準を定めているものでございます。また、特別支援学級に在籍している児童生徒についての倍率は2.5倍に満たない場合としてございます。次に(2)の不認定世帯数及び児童生徒数は15世帯19人で行いました。不認定の理由は、今ほど申し上げました生活保護基準の受給額に対する所得の割合が1.3倍以上であったということでございます。次に(3)適用外世帯数及び児童生徒数は1世帯1人ということで、これは適用外となった理由は要保護世帯の関係でございますけれども、申請の中に対象とならない生徒が含まれていたということで、これ修学旅行費の支給に対する支給なわけですけれども、その学年でない生徒については対象とならないということをご理解いただきたいと思います。そのようなことから適用除外となっております。最後に、3 認定開始日は平成30年4月1日でございます。まあ別冊の資料につきましては、認定の可否についての判定根拠を示すもので重要な個人情報が掲載されております。この資料につきましては、委員会終了後返却いただくか持ち帰る場合にはその取扱いと処分につきまして漏えいのないよう慎重にお取り扱いいただきたいと思います。以上、報告第25号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第25号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第25号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第25号平成30年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第26号平成29年度新十津川町社会教育関係施設利用状況について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

議案書の19ページをお開き願います。内容、別紙のとおりといたしまして、20ページ以降をご覧いただきたいと思っております。お示ししている表は、27年度からの3か年の社会教育関連施設17施設について、施設ごとに4月から3月までの利用状況を見開きの表で作成しているものでございます。また、入り込みの変動を確認するため、27年度との比較、28年度との比較として下2段に掲載をしております。それぞれの状況につきまして、ページの右側の表の右側から2番目の合計欄、計の欄、計(人)と書いてある欄で見ますとほとんどの施設で減少傾向にありまして、人口減少や高齢化などによる影響が少なからず出ているということが伺われる状況でございます。しかし、中には利用が増加した施設もございますので、その施設について若干説明をさせていただきたいと思っております。まず、20ページ、21ページの2段目の開拓記念館でございますけれども、わずかではございますが入館者が増加している傾向にございます。JR札沼線の廃止問題に伴いまして、終着駅への来訪者が増えている、あるいはそういった話題から新十津川町に関心を持たれている方がこの記念館見学につながっているのかなというふうに考えております。今後も駅への来訪者が多数見込まれるという状況でございますので、本年度においては、毎週月曜、火曜を休館日としていたわけですが、本年度においてはこれを返上してなるべく多くの日を開館するよう今、調整しているところでございます。続きまして、22ページ、23ページの中段でございますけれども、ピンネスタジアムでございますが、ピンネスタジアムが昨年よりも7,313人増加しております。これは、まあご記憶あると思っておりますけれども、8月のイースタンリーグの開催によりまして4,581人の入り込みがあったのが主たる要因ではございますけれども、もう1点の要因といたしまして、滝川市営球場と砂川市営球場が同時に改修工事に入ったという影響がございまして、その影響につきましては、ふるさと公園についても出ているということでございます。この滝川市営球場と砂川市営球場の改修工事につきましては、本年度においても引き続き行われておりまして、滝川市営球場については7月まで、砂川市営球場については9月まで使用ができないというふうに伺っておりますので、30年度においても引き続きその影響があるものと思われまして、次に24ページ、25ページでございますが、2段目のふるさと公園サッカーコートの利用が3年連続で伸びが見られるということでございます。これについては、サッカー少年団の活動が盛んになっているということで使用数が増加しているということが伺われているところでございます。以上、報告第26号についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告26号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎松倉委員

今、事務局長からもお話があったと思うんですけれども、新十津川駅に来られた観光

客が開拓記念館に行くという、そういうことがまあ多々あると思いますので、今後ともそういう観光面とのよく協力し合っただけですね、PRに力を入れていただきたいなと思って、例えば、ふるさとまつりなんかのイベントでもね、イベントに来たお客さんに、例えば近隣の体育施設の利用、こういう素晴らしい施設ありますよということをよくお知らせしていくというそういった努力を是非お願いしたいなと思います。

◎中畑事務局長

委員の今のご意見を参考に産業振興課と調整を図っていきたく思いますのでよろしくお願いいたします。

◎松倉委員

はい。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

では、報告第26号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第26号平成29年度新十津川町社会教育関係施設利用状況については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、その他を議題といたします。

◎近藤委員

登下校時の通学路での危ない箇所とかはどうですか。

◎中畑事務局長

通学路の安全につきましては、4月に集団下校等を通じまして学校の先生と一緒に歩いて帰る際に危険箇所がないかどうか確認していただくようお願いをしているところでございますが、ただそれだけではなかなか気付かない点があるかと思っております。昨年は広報6月号に、通学路の危険箇所がないかどうかの呼びかけをしたところでございますが、その結果、報告事案はなかったということでございます。やはり意識してこう見ていただかないと気付かない点もあろうかなとは思っております。地域の目の必要性について引き続きいろいろな機会、機会を設けたいのと、それから住民課のほうで青色パトロールということでボランティアをやっていただいている方々もいますので、住民課にもそういったことをお願いをさせていただきたいなと思います。また、学校運営協議会でもこの問題も1つ取り上げていきたいということで、委員さんのご意見をきちんと受け止めて行っていきたく思います。よろしくお願いいたします。

◎近藤委員

よろしく申し上げます。

◎久保田教育長

不審者等につきましても、どこでも起こりうる可能性があるということで、直近の校長会等におきまして私からも注意喚起を促したいと思います。よろしく申し上げます。

◎近藤委員

よろしく申し上げます。

◎久保田教育長

それでは、ほかにございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、平成30年第5回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午前10時10分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 新 田 右 子

会議録署名委員 荒 山 直 人